

平成23年度第2回宇治市環境保全審議会会議録

会議名	平成23年度第2回宇治市環境保全審議会
日時	平成24年3月22日(木) 午前10時00分～午前11時30分
場所	宇治市生涯学習センター 第2ホール
出席者	<p>(委員) 坂東会長 齊藤副会長 石田委員 荻原委員 窪田委員 山田委員 山仲委員 大川委員 青木委員 菱田委員 内川委員 本間委員 棚上委員</p> <p>(事務局) 栢木市民環境部理事 安田環境企画課長 相良環境企画課主幹 瀧川環境企画係係長 山口環境企画係主任 中森環境企画係主任 大山環境企画係主事</p> <p>(傍聴者) 0名</p>
1 開会	
2 委嘱状交付	宇治市環境保全審議会委員の前任者の変更に伴い、新たに就任された方に、平成24年8月31日までの任期で新たに委嘱を行った。
3 市民環境部理事 挨拶	
4 会長挨拶	
5 報告事項	<p>(1) 環境基本法等の法律に係る権限移譲について</p> <p>(事務局) それでは、環境基本法等の法律に係る権限移譲について、報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、通称「第2次地域主権改革一括法」が公布・施行されたことに伴い、平成24年4月1日より、環境基本法・騒音規制法・振動規制法及び悪臭防止法に関する一部の権限が都道府県知事から一般市の長へと移譲されます。</p> <p>京都府から権限移譲される事務の中には、宇治市環境保全審議会に諮問するものと定められた、「環境基準の設定」に関するものがございます。しかし、権限移譲後当初は、京都府が定めた規制地域、基準等を変更せずに、府の告示を市の告示に移し替える事務のみを行います。</p> <p>したがって、本日は、権限移譲の内容について、ご報告をさせていただくものです。権限移譲の内容ですが、大きく分けると、4種類ございます。1ページ目の表をご覧ください。</p> <p>1つ目は、表中の1環境基本法 騒音に係る環境基準の地域の類型指定です。次の2ページをご覧ください。この下にあります表2が、現在、京都府が指定され</p>

ている地域ですが、今後は宇治市が指定することができるようになります。例えば、類型Bにある第1種住居地域をより厳しい環境基準が設定された類型Aに、変更することができるようになります。

1ページの表にお戻りください。2つ目は、2、騒音規制法 騒音規制法に基づく地域の指定です。騒音規制法の規制対象となる地域や区域の区分を、土地の利用状況に応じて宇治市が独自に定めることができるようになります。

3つ目は、その下にあります 指定された地域における騒音の規制基準の設定です。騒音規制法の規制対象となる地域について、宇治市が独自に規制値を定めることができるようになります。ただし、規制値の変更につきましては、環境省告示により採用できる値の幅が決まっております、現在の京都府の規制値は、工業系の地域を除き、すでに一番厳しい数値を採用しています。そのため、宇治市におきましては、今のところ、規制値を変更する必要はないと考えます。

4つ目は、その下にあります 自動車騒音の常時監視及び結果の環境大臣への報告です。こちらは、自動車騒音対策として、現在京都府が行っている、道路騒音の測定や公表などの事務を、宇治市が行うというものです。こちらの権限移譲につきましても、現在の京都府の測定計画を引き継いで常時監視を行う予定でございます。

3振動規制法及び4悪臭防止法の 、 については、騒音規制法の 、 と同じ内容の事務とお考えください。

なお、2ページから6ページは、現在の京都府の規制基準や区域の区分を記載しておりますので、ご覧おき下さいますよう、お願いいたします。

また、資料1-2は、資料1の法改正に合わせて行われる「京都府環境を守り育てる条例」の権限移譲の内容となっております。この条例の中では、法律では規制対象とならない、騒音や振動を発生させる施設や、拡声器、夜間営業についての騒音の規制基準を設定しております、こちらの権限につきましても、今回、都道府県知事から一般市の長へと移譲されることとなりますので、内容についてはご覧おきください。

以上簡単ではございますが、環境基本法等の法律に係る権限移譲についての報告とさせていただきます。

(質疑応答)

(委員) 参考までに教えて欲しいのですが、デシベルの大きさについて、どの程度でどれくらいの騒音なのか分かりやすく教えてください。

(事務局) 人間の耳に聞こえやすい音を計算して評価した値をデシベルと呼んでいるわけですが、一般的に、夜の静かな住宅地で40デシベル、田舎のほうでは30デシベルくらいで、30デシベルでは無音に近いと感じられます。あと、騒音といわれる

大きな音が大体どれくらいということなのですが、例えば、掃除機でしたら、昔の大きな掃除機は70デシベルくらい、今の掃除機は40デシベルくらい、犬の鳴き声でしたら、80から100デシベルくらい、人間が大きな声で話していると、80から90デシベルあるといわれております。自動車のアイドリングでしたら、80デシベルくらい、バイクが隣を通る音は70デシベルくらいとなっています。

(会 長) 今、資料をみて説明していただいていたようですが、どこに載っていますか。

(事務局) 「宇治市の環境」で、報告させていただいているのですが、今年の方には掲載してないのですが、昨年度までは騒音・振動のページを掲載しておりまして、昨年度では83ページに掲載しています。お手元にあるのは、宇治市環境保全計画でございまして、そちらには申し訳ありませんが、掲載しておりません。

(会 長) わかりました。委員の皆様方には、以前にお渡ししていただいたものがあるかと思えます。新しい方も、事務局のほうにお問い合わせいただければご覧いただけると思えますので、またご確認ください。他にございますでしょうか。

(委 員) 現在の基準は、当面は京都府のものを引き継ぐという形でお聞きしておりますが、宇治市の実態に合わせた数値に変えるという予定は、今後ございますでしょうか。

(事務局) 今現在、京都府が定めている基準の権限が移ってきまして、宇治市で設定できる一番厳しい数値、要は一番静かな数値で設定させていただいています。今後もし、設定を変えるとすれば、例えば住宅地に、その基準を甘くしないと建設できないような、騒音や振動が出る施設ができるといった場合や、工業地域につきましては、工業に配慮して、大きな音でもいいような基準に設定しておりますので、そこを住民のために下げなければいけないという事例が、実際に宇治市で出てきた場合には、検討させていただきます。そのときには、審議会に諮問させていただいて、御答申いただいた形に変更させていただくということになります。ご質問の今、変更を考えているかということについては、考えてございません。

(会 長) ありがとうございます。他、いかがでしょうか。それでは、報告事項2に移らせていただいてもよろしいでしょうか。事務局のほうからお願いします。

(2) 2009(平成21)年度の温室効果ガス排出状況について

(事務局) それでは、資料2、2009(平成21)年度の宇治市域の温室効果ガス排出状況について、報告をさせていただきます。

この宇治市域の温室効果ガスの排出状況は、国の地球温暖化対策の推進に關す

る法律第20条に位置づける、宇治市地球温暖化対策地域推進計画の進捗状況の1つとしてご報告申し上げます。

1、宇治市地球温暖化対策地域推進計画の温室効果ガスの削減目標は、2012（平成24）年度までに温室効果ガスを基準年度（1990（平成2）年度）比で10%削減することとしております。

2、計画期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間でございます。

3、2009（平成21）年度の宇治市域の温室効果ガス排出状況をご覧ください。ここであらかじめお断りでございますが、温室効果ガスの排出量は、国、府などの統計資料等の数値を基礎資料といたしまして、およそ9分野17項目を基に算出をいたします。現時点での最新の統計資料数値がおおよそ平成21年版となっておりますことから、最新数値として求められますものは、2009（平成21）年度時点の宇治市内での温室効果ガス排出量となりますのでご了承くださいと存じます。

中ほどのグラフをご覧くださいと、左端、基準年度となる1990年度の排出量は90.2万t-Co、これに対しまして、中ほど右から3つ目の棒グラフをご覧ください。2009（平成21）年度の温室効果ガスの排出状況は、85.1万t-Coとなり、左端の基準年度に比べて5.1万t-Co減少、5.7%減となっており、前年度と比較いたしましても、5.8万t-Coの減少となっております。

その右側、右から2つ目のグラフ、目標値は81.2万t-Co、基準年度を10%削減した値となっております。

その下の、表1宇治市域の温室効果ガス部門別排出状況をご覧ください。温室効果ガスのうち、その大部分を占めます二酸化炭素の部門別の排出状況でございます。右から3つ目、少し太めの線で囲いました現況年度2009年度をご覧ください。一番上、産業部門は、工場等製造業、建設業、農業などがこれにあたります。産業部門の排出量は175,755t-Co、基準年度に比べ43.3%減となっております。

その下、運輸部門は、乗用車・貨物車等自動車、鉄道などがこれにあたります。運輸部門の排出量は181,577t-Co、基準年度に比べ15.3%増となっております。

民生家庭部門は一般家庭がこれにあたります。民生家庭部門の排出量は222,310t-Co、基準年度に比べ4.9%増となっております。

民生業務部門は、商業・サービス業・事務所などがこれにあたります。民生業務部門の排出量は235,495t-Co、基準年度に比べ24.8%増となっております。

廃棄物部門の排出量は14,692t-Co、基準年度に比べ4.1%減となっ

ております。

2ページのグラフにつきましては、ご覧おきいただきたいと思います。

これまでも、緑のカーテン事業、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業、宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議との連携による啓発などに取組んでまいりましたが、今後もより一層取組みを強化し、目標達成を目指してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、2009（平成21）年度の宇治市域の温室効果ガス排出状況についての報告とさせていただきます。

なお、平成25年度以降の次期宇治市地球温暖化対策地域推進計画につきましては、素案をもって、次回の審議会で諮問をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（質疑応答）

（委員）先ほどいわれていた原発の停止による代替の発電機ですが、それは宇治市の管内にはないのでしょうか。例えば、ユニチカさんはタービン発電されてますよね。そういうのを通常業務にまわすとかいうのはないのでしょうか。

（会長）そのへんいかがでしょうか。事務局のほうで、把握していることがございますか。

（事務局）原発の関係で、関西電力関係では、全ての原発が止まっています。今、大飯原発の関係で、再稼働するのかもしれないのかというあたりが微妙な状況になっております。それに関わって、節電の取組みを宇治市民の皆さんにもお願いしまして、市役所の中でも取組んできたということで、大規模な停電という事態は免れてきているわけなんですけども、それによりまして、今まで原発によって、CO2の排出量を削減していくという方向性が、大きくここでまた展開せざるを得ないというような状況になっています。それが例えば、火力発電の場合でしたら、もちろんCO2は発生いたしますけども、それに代わる自然エネルギーの模索が現在続いておりまして、宇治市においても太陽光発電についてお願いしてきているわけなんですけども、そのへんの国の状況も自然エネルギーの利用について今後どういう方向性でいくかというあたりが、明確にまだ示されていない状況の中で、本市としても色々ご質問は聞くだけなんですけれども、方向性については明確にいけないという状況になっています。

それと、産業関係で相当頑張っていたいただいて、マイナスとなっているのですが、これは平成21年度でございまして、今般、平成23年度は節電の関係で相当下がるのではないかと思いますので、ただ、今度は原発が止まっているということで、CO2の発生量が非常に高くなっていると考えられますので、そのへんを関西電力が、どういう値で出してくるかによって大きく変わるというふうに思ってい

ます。ですから、今、CO₂の発生量が5.7%のマイナスになっていますけども、これがまた逆転になることも十分に予想されますので、そのへんを今後、注視していかないとと思っています。

(会 長) 委員さんのご質問について、ユニチカさんの話が出ていましたけれども、ジェットエンジンを使った発電システムを導入しておられる。産業部門では、そういったところは増えているというようなことはないですか。一般家庭におきまして、太陽光発電やエコキュート等の省エネの発電システムというのは、最近増えてきているのでしょうか。1990年度比に比べて、かなり増えてきているというようなことは何かありますか。

(事務局) 市の方では、太陽光発電システムに対する補助は実施いたしておりますので、太陽光発電システムにつきましては、着実に設置件数を伸ばしてきているということは、把握はできるのですが、エコキュート等については、補助等を実施しておりませんし、統計等でも把握ができていない状況でございます。それから、ユニチカさん以外で、自家発電というような形でされている事業所があるかどうかということなのですが、そちらにつきましても把握はできていない状況でございます。

(会 長) わかりました。他に何かございますでしょうか。

(委 員) 民生部門のCO₂排出量が非常に多くて、鍵を握っているかなと思うのですが、人口比とも関係があると思うのですが、わたしの手元には、昔の平成7年までの人口のデータしかないのですが、住民1人当たりによれば大体CO₂の量はどのような感じなのでしょうか。

(事務局) 住民1人当たりのCO₂量というのは、割戻せば出てくるのは出てくるのですが、手元ですぐに把握はできていない状況です。確かに、人口に応じて係数をかけて計算させていただくのですが、世帯数が増えているということで、民生家庭部門については、マイナスではなくて、4.9%増という状況でございます。

(会 長) 1990年度当初の排出量の構成比のデータが、ある程度参考になるかなという気はするのですが。

(委 員) 先ほどの住宅用太陽光発電システムの件で、私が手元に持っている数字は、平成22年度の実績で補助を受けられた件数が214件ということになっているのですが、もし、平成23年度の数字が分かれば、どれだけ増減したのか、ある

いは変わらなかったのか教えていただきたい。

(事務局) 太陽光発電システムの平成22年度の補助件数は、214件ということでございましたけれども、今年度2月末で補助申請期間は終わったのですが、242件でございました。

(会長) 他、何かございますでしょうか。

(委員) 原発の中の話でありました、最終的に関電さんがどの程度出してくるのか分からないのですが、排出係数の見直しという部分での関電さんからのそういう形の前もって連絡という話は入ってきていますか。

(事務局) 関西電力の最新の二酸化炭素排出係数というのは、平成22年度の値までは公表されているのですが、平成23年度はまだ終わっていないので、特別公表されているということもないですし、直接こちらのほうに連絡というのもいただいております。

(委員) 今後、そういう意味では、先ほどいわれたように、計数が変われば、かなりの大きな数値が変わってきて、今の計画達成なんてとんでもない話になってくるような気がするのです。現実的には、今、産業部門が減っているのは、皆さんご存じのように、景気が悪いから減っているという感じが一番だと思うので、今後の宇治市の形として、目標に向かって、24年度の見直しの部分も含めて、今の係数の部分と景気の部分を見ていくと、かなり大変な目標であるように思うのです。これから市民を巻き込んだ形での、節電も含めた形で、どのような形でやっていくのかというのを、この24年度の見直しの部分で出させていただくということになると思うのですが、何かそれに向けての、今回の部分の報告に対して何かありましたらお答えいただきたいなと思います。

(事務局) 先ほども申しましたとおり、電力の関係が非常に大きなウエイトを占めているということから、節電の取組みにつきましては、大震災の関係で、市役所の中でも節電、それから、それを温暖化防止対策という位置付けも含めまして、今まで取組んできています。関電のこの冬の節電の取組みにおいても、90%以上超える日が多くなるだろうというご説明で我々も聞いておりました。日々、電気予報を聞いておりますと、いつも80%程度で、相当スムーズに節電がいったのか、それとも電力の調達がうまくいったのか、そのへんの説明をまだ関電から聞いておりませんが、そういったことも含めて、今まで取組んできた節電を継続しながら、市民の皆さんには温暖化対策として取組んでいくということと、自然エネ

ルギーにつきましては、先ほどもいいましたけれども、まだ確定はしておりませんけれども、まずは太陽光発電の普及を、相当効果も出てきておりますので、来年度も引き続き補助金の予算化をいたしております。今後もそういう方向を目指しながら進んでいきたいと思っております。その他の部分につきましては、色々ご意見をいただいておりますけれども、また、審議会の中でご意見をいただく中で、次の計画を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(会 長)ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

(委 員)伸び率のところなのですが、宇治市の状況というのはここで分かるのですが、近隣市町村とか京都府とかの全体の総排出量の伸び率、また各分野の伸び率をみていったときにどうなのか、宇治市の特徴的なものがあるのか、近隣市町村や京都府はどうなのかという比較を教えていただけたらと思います。

(事務局)近隣の市町などと比較してということだったのですが、国は大体、宇治市と似た数字で出てきていたかと思えます。京都府さんでは、平成21年度の速報値で16.4%減ということで公表されています。京都市さんの方でも、10%の目標を達成されたということで公表されています。宇治市とどこが違うのかということなのですが、算出に色々な取組で削減効果を上げたものを上乗せされているのですが、その手法を宇治市で取り入れられておりませんので、その辺で差が出てきているのかなと思うのですが、詳しく分析できておりません。

(会 長)ありがとうございました。他、何かございませんか。無いようですので、報告事項を終わります。次の審議事項につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

6 審議事項

(1) 宇治市環境保全計画の見直しについて

(事務局)それでは、資料3-1「宇治市環境保全計画の見直しに関する考え方」についてご説明させていただきます。

「宇治市環境保全計画の見直しに関する考え方」につきましては、昨年10月25日に開催されました「第1回宇治市環境保全審議会」においてすでに内容をご審議いただいたところですが、その後委員の皆様からいただいたご意見に基づいてあらためて変更させていただいた点について、順次ご説明させていただきたいと思います。

(見直しの目的と基本理念)

それでは、資料3 1「宇治市環境保全計画の見直しに関する考え方」をご覧くださいと思います。なお、前回の審議会において提案させていただいた見直し案から変更のあった箇所には下線を引いておりますので、ご確認よろしく願います。

最初に、「1.宇治市環境保全計画の見直しの目的と基本理念」についてご説明させていただきます。こちらは前回とほとんど変更がありませんが、変更点といたしましては、前回の審議会で委員よりご指摘のありました、元号、西暦表記を統一させていただきましたほか、「文化景観」という表記を「文化的景観」という表記に改めさせていただいております。委員より「宇治の文化」という形に変更してはどうかという提案もいただきましたが、前後の文脈や、宇治川を取り巻く景観が環境省により「重要文化的景観」として指定されておりますことから、「文化的景観」という表記にあらためたものです。

次に、「2.宇治市環境保全計画の見直しの要点」には変更はございません。

次に、「3.望ましい環境像」の〈基本的視点〉につきましては、委員からご意見のありましたように「宇治の」と「豊かな」を入れ替えまして、「(1)宇治の豊かな自然、歴史・文化を守り、市民生活に活かす」に変更させていただいております。

次に、〈基本目標〉の変更点についてご説明させていただきます。

資料3-2「宇治市環境保全計画の見直しに関する考え方」新旧対照表をご覧ください。まず、「基本目標3.身近なみどりとうるおいのある快適なまち」につきましては、委員からご意見のありましたとおり「身近なみどりがうるおう快適なまち」に変更させていただきたいと思います。

次に、前回の審議会において提示させていただきました「基本目標5.持続可能な社会のために、ともに取り組むまち」につきましては、委員のご意見でもございましたように、その重点目標が多岐にわたっており、何に取り組むかが不明確であり、基本目標の文言ですべてを総合的にわかりやすく表現するのは難しい面がありました。また、委員から「未来を担う子どもの環境学習を重視し、基本目標に取り入れてはどうか」というご提案がございました。

そこで、それらを総合的に判断した結果、環境教育や温暖化防止活動において近年市民や事業者が行政と共に行う「参加とパートナーシップ」の重要性が高まっている背景を踏まえまして、「資源の循環的な活用」及び「地球環境保全」とは別に設定することとし、「基本目標5.持続可能な社会づくりをめざすまち」及び「基本目標6.環境保全とともに取り組むまち」の2つの別の基本目標としてあらためて設定することとしたいと思います。

(基本方向(重点目標))

次に、重点目標の変更点についてご提案させていただきます。

まず、「1.環境に配慮した安心・安全のまち」のうち、「美しく安全な川を取り戻す」につきましては、委員から「取り戻す」という表現は現状の河川の水質が悪いという認識を与えるとのこと意見をいただきましたので、「美しく安全な川を守る」に変更したいと思います。

次に、「2.豊かな自然とふれあえるまち」のうち、重点目標「豊かな自然、生物の多様性を育む場を守る」につきましては、委員から「場を守る」という限定的なものではなく、国の生物多様性国家戦略に示されている「外来種の持ち込み等による生態系の攪乱」といった要素も含めた方が良い」とのご意見をいただきましたので、「豊かな自然、生物の多様性を守る」に変更したいと思います。

次に、「3.身近なみどりとうるおいのある快適なまち」の重点目標「身近なみどりにあふれたうるおいのある快適なまちをつくる」につきましては、委員から「より短く直接的に伝えた方が効果的である」ご意見をいただきましたので、「身近なみどりがうるおう快適なまちをつくる」に変更したいと思います。

次に、「4.豊かな歴史・文化とふれあえるまち」の重点目標「ふるさと宇治の歴史・文化環境を守り、継承する」につきましては、委員から「歴史・文化の「活用」の要素が抜け落ちている」とのご意見をいただきましたので、「宇治の歴史・文化を守り、継承する」に変更したいと思います。

次に、「基本目標6.環境保全にとともに取り組むまち」につきましては、重点目標「子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育成する」を追加いたしております。

(課題と今後の方向性)

それでは次に、宇治市環境保全計画の課題と今後の方向性につきまして、担当課に意見を照会し、事務局が集約、総括したものを委員の皆様にお示しさせていただきますと思います。

それでは、資料3-3「宇治市環境保全計画の課題と今後の方向性」をご覧ください。表の左上から3番目にあります基本方向ごとに課題と今後の方向性について示させていただいております。詳しくは、資料をご覧くださいと思いますが、概要を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、基本方向「さわやかな空気につつまれた暮らしを守る」ですが、ここ近年大気汚染の指標となる数値は横ばい、もしくは低下傾向にあります。今後再び上昇傾向になることがないよう監視を継続していきたいと考えています。大気汚染の主要な原因と考えられる自動車の排ガスについては、道路そのものの整備やモビリティ・マネジメントにより自動車交通の在り方という面から引き続き改善していくことを目指します。

次に、下側の「静けさのある暮らしを守る」ですが、市内の環境騒音や道路騒音はここ数年基準値を下回る状況が続いていますが、特定の発生源があるもの、例えば、建設工事や事業者からの騒音の苦情は依然として多く寄せられているた

め、引き続き指導していきたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。「美しく安全な川を守る」につきましては、川の最も大きな汚染原因は生活排水であることから、下水道の整備を主要な施策として実施してまいったわけですが、現在の下水化率は80%を超えたところであり、引き続き下水道の整備を図っていきたいと考えております。また、下水道が整備されている地域につきましても、本管への未接続により、くみとり、単独処理浄化槽の世帯から排出される生活排水、事業所からの排水が汚染の原因になっていると考えられ、下水への転換、事業所への水質検査を引き続き行っていきたいと考えております。また、様々な水とふれあえる機会や環境の整備を通じて、市民への啓発も引き続き行っていきたいと考えております。

次に、「豊かな自然、生物の多様性を守る」につきましては、市有林の森林については、カシナガキクイムシや松くい虫により枯死した木を伐採したり、虫の侵入を防ぐ対策を行っているところですが、外来生物によるかく乱に対する有効な手段が行政として打つことが難しいことが課題となっております。

次に、3ページをご覧ください。「豊かな自然とふれあう場をつくる」につきましては、現在、野外活動センターアクトパル宇治や植物園、天ヶ瀬森林公園といった施設を宇治市は持っているわけですが、今後はこうした設備の有効利用を図るほか、木幡池のかわまちづくり事業といった市民と協働した水辺空間の整備を進めていきたいと考えております。

次に、「身近なみどりがうるおう快適なまちをつくる」につきましては、生垣化や花壇づくりといった市内の緑化を進めるための市民の取り組みを支援するほか、市の緑化のリーダーとなれる緑化ボランティアの育成を図ります。また、市民主体のまちづくりを進めるためのまちづくり協議会の設立を進めます。

次に、4ページをご覧ください。最初に資料の訂正がございます。資料では「宇治の歴史・文化を守り、継承する」となっておりますが、「宇治の歴史・文化を守り、活用する」に訂正していただければと思います。

これにつきましては、市民が宇治の歴史・文化遺産や伝統行事など地域文化への関心を深めることが課題となっておりまして、積極的に文化財の指定を進めたり、地域文化の担い手を育成する機会を提供するほか、「宇治学」を通じた郷土教育を進めていきたいと考えております。

次に、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会を構築する」につきましては、平成24年度からあらたなりサイクル項目として、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管の回収を実施しますほか、指定ごみ袋制を導入いたします。その他、市民による3Rを支援する取り組みを引き続き実施していきます。

次に、5ページをご覧ください。「省エネルギーを推進しながら、再生可能エネルギーの利用を促進する」につきましては、太陽光発電システムの設置補助を

はじめといたしまして、再生可能エネルギーの促進を進めていきます。また、なかなか省エネが進まない家庭部門につきましては、引き続きエコファミリー事業を通じまして、市民の啓発を図っていきます。

次に、「地球温暖化防止活動を推進する」につきましては、市民、事業者、行政が一体となった宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecott宇治）を中心とした取組みを、さらに自主性の高い取組みになっていくよう引き続き行っていききたいと思います。

最後に、6ページをご覧ください。「子どもたちが環境問題について学び、行動する力を育成する」につきましては、教育部門と環境部門の連携に課題がありますが、引き続きパートナーシップ会議と協働での子ども環境学習会、学校による「宇治学」を通じた環境教育、郷土教育を進めていきたいと考えております。

次に、「環境パートナーシップへの参加と支援を行い、市民の自発的な環境活動への参加を促す」につきましては、パートナーシップ会議を中心とした温暖化の取組みのほか、各種環境ボランティアの育成を通じて、本当の意味で市民に求められる環境の取組みを進めていきたいと考えております。

「宇治市環境保全計画の見直しに関する考え方」に関する説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（委員）資料3-3の2ページの上のほうです。「美しく安全な川を守る」というところの生活排水のところを数字で教えていただきたいと思います。現段階では、下水道の整備が80%とご説明いただきましたけれども、100%近くなるまで宇治市さんのほうでは平成何年度くらいと計画されているのか分かれればと思います。山間部というのはなかなか厳しいと思うのですが、下水道整備率について、数字をお持ちでしたらお願いします。

（事務局）基本的には市の事業でございますので、ISO14001のほうで進捗管理を行っているわけですが、公共下水道の普及を促進するということですが、平成33年度に100%となっています。平成22年度時点では、79.3%でした。今回、照会させてもらったときには80%を超えていました。

（会長）ありがとうございました。

（委員）前回の審議会のときに、小さなうちからということで、今回重点のところ項目を新たに設けていただいて、非常にありがたいなと思っております。そこで、そこに書いてあるパートナーシップ会議の協力を得て、市内の小学校を対象に子ども環境学習会ということで、例年2~3校しか応募がない状況というのは、今の時点で、どういう状況なのかお聞かせいただけますか。

(事務局) この点なのですけれども、基本的には学校が環境学習を行っていないというようにとらえてしまう表現で申し訳ないのですが、そういうわけではございませんで、「宇治学」の中で、総合的な学習の時間で、環境学習というのは行っておられます。わたくしども環境企画課が関わっておりますパートナーシップ会議で提供できる環境学習というのは、地球温暖化に特化した環境学習になっておりまして、そちらの出前講座という形で毎年やらせていただいているのですが、教育指導課や校長会を通じまして呼びかけをさせていただいたりしているのですが、もともとカリキュラムを空けて授業をするというのはハードルが高いということもございまして、毎年2～3校で止まっている状況でございます。実際には、もっと多数の学校で行っていきたいと思っているわけなのですが、なかなか調整がつかないという状況でございます。

(委員) 実情は分かりました。当然、学校のカリキュラムとの関係もありますから、なかなかやりにくいと思うのですが、それぞれ、今申し上げた子どもたちの環境問題の学びと基本方向だけではなくて、色々なところで、教育指導課や学校教育課と連携を取って、子どもの環境問題についてはやっていかなければならないということは、環境企画課も十分認識されていると思われまして、今後とも取組んでいっていただきたいと思います。もう一つ、わたしもPTAとかで、色々な活動をしていると、例えば、京都府は各小学校に、2年前ほどから親のための応援塾といって、小学校に入る子どもたちに対して保護者と連携を取って、安心して入学される親御さんの連携の授業をPTAにやってくださいとお願いされるのですが、そういった動きで環境問題についても、PTAとかあらゆる関係団体と連携を取ってやっていただくというのも一つの手法ではないかと思います。あとは、環境問題はすぐ教育のほうになるのですけれども、例えば、幼稚園や保育園の高学年でも、子どもたちの範囲とすれば、色々な関係する部署はありますので、そういったところも含めてもう少し大きな形で、環境問題を日ごろから考える姿勢をなんとか取り入れていただきたいなと思っています。

それから、もう一点、資料3-3(5)「持続可能な社会づくりをめざすまち」のISOの問題で、一時は、ISOを取得する動きがありましたけれども、昨今、年度ごとに更新するという方向ばかりで、形のみになってしまって、例えば、お隣の城陽市では、ISOの更新をやめるという話を新聞で見ましたけれども、ISOの取組みをもう少し方針のところの手続きだけで、庁内だけで独自に取組むということはできないのでしょうか。そのあたりは、どうなのでしょう。

(事務局) 環境教育の関係で、ここに書いていますのは、ecoットの方々にやっていただいているのですけれども、これ以外に、ごみの減量の関係とかリサイクルも含めまして、直接学校へ寄せていただいて啓発をさせていただいたり、また、保育所のほ

うにも、子どもたちが遊びながらリサイクルやごみの減量を学んでいただくというのも含めまして、取組みをしております。ただ、これらがうまく連携しながら、きちんと一つの方向性へ持っていけるように、今後はやっていきたいと思っているところがございます。

ISOの関係ですけれども、確かに始めて10年経過をしまして、形骸化というか、マンネリ化をしている部分もあると考えております。われわれも、来年度、平成24年度はこの体制のままで進めていきますけれども、それと並行しまして、今おっしゃっておられますように、独自で取組んでいくということも、ここまでレールに乗せてきましてので、それらを基にしながら、独自に積極的にやっていくという方向を1年間で作っていきたくと考えております。平成25年度からは、自主的に取組を進めていく方向性を作っていきたくと考えているところがございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 一昨年の震災から1年が経ちまして、宇治は宇治川という、滋賀県、京都府、大阪府と広域にわたっての一級河川があるまちでございます。今回、観光と治水とタイアップといいますか、大きな震災の後でございますので、ライフラインとかに関しても連携が繋がっているかお聞きしたいと思います。非常に観光と生活と共存した中でのまちでございますので、そのあたりをお聞かせ願います。

(会長) 危機管理に関連した要素であろうかと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

(事務局) 震災を契機に、宇治市の防災計画の見直しをこれからやっていかなければならないということで、現在の防災計画の中にも、観光客に対する対応の部分について、一応書かれてはいるのですが、その内容は具体性に乏しいということもございまして、京都大学の防災研究所に、防災計画全体の点検をしていただきまして、それを基に新年度から防災計画の見直しに着手するということになっております。その中で、観光客の皆さん、それから観光施設も含めまして、避難のことが第一になるかと思うのですが、色々な対応につきまして、その中で検討をしていきたいということで進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

(会長) 資料3-3のところに関連して、少しお願いがあるのですがよろしいでしょうか。応募する学校が少ないということだったのですけれども、一つは、もう少し柔軟な小回りが利くような運営ができるように、担当の学校教育課や教育指導課と調整していただきたいと思うのですけれども、例えば、学校全体へ出前授業となるとかなり早い段階で年間計画をしないといけないので難しいと思うのです

が、学年単位やクラス単位であったりとか、例えば、社会科でこういうことを勉強するので、そこにゲストティーチャーで1時間分お話に行くという小回りが良くようなものであれば、もう少したくさん応募があるのではないかと思います。それから、育友会活動の中で、例えば、家庭教育学級とか年に1回、あるいは何回か集まって勉強会をするというような機会があるかと思しますので、そのへんを調整していただくと、もう少し啓発活動をうまくいくような部分が出てくるかなと思います。

(委員)資料3-3 「さわやかな空気につつまれた暮らしを守る」、「静けさのある暮らしを守る」という項目の中で、もちろん発生源について、基本施策で抑えていくということは、基本的なことなわけですけれども、それだけではなくて、植物の力、緑の持つ力、浄化作用又は騒音を遮断する力、そういうものも含めて考えていただきたいと思います。特に、グリーンベルト的な大きな木がずっとあることによってかなりの騒音が防げている、ヨーロッパの例でも本当に大きい道路のところからずっとグリーンベルトがあることによって、住宅街が騒音から守られる。また、空気を清浄化して非常に心地よい暮らしが、すぐ道路の側なのにできているという状況があって、元を規制すると同時に、植物を含めた環境全体を考えたうえで進めていただきたいということを非常に強く感じます。植物というのは、人の暮らしに潤いを与え、植物を触ることによって心豊かになる、植物の力はそれだけではないと思います。今申しましたように、騒音のこと、空気清浄化のこと、治水のこと、その他、本当にたくさんの力を植物は持っていますので、そのへんを宇治市もうまく暮らしの中に取り入れていただいて、十分に植物の力を入れたまちづくりを環境の面でも考えていただけたらと強く思います。

あともう一つは、生物多様性のことなのですが、確かに生物多様性というものには非常に大きな問題であり、また、とっつきにくい問題であることもあると思うのです。今、例えば、京都府では、特定外来生物のこと、京都府の絶滅危惧にある植物のこと等についてのパンフレットは出しておりますし、また、わたしどももなかなかパンフレットがないので、環境省に電話して、パンフレットをくださいというところ、ある程度送ってくれたりするので、植物園に置いたりしているのですが、まず、今どういう現状にあるのかということをご皆さんに知っていただくということはとても大事なことだと思うのです。今、こういう植物が今特定外来種になっていて、これを抜いたら法律違反になるのだよということもありますし、うちの相談所でも、あるいは、関西の相談員の中でも、緑化相談の中で、そういう知識をきちり持って相談に応じていきましょうねということ、勉強しながらやっているのですけれども、市民の皆さんにそのことをまず分かっていただく、そのための広報紙、国とか、府とか、または宇治市で作っていただくとか、そのことをまず知ってもらうことが必要となる、何の植物、何の生物が、今無く

なりつつあるのかということも知っていくということもまず一段階として大事だと思います。それからもちろん、宇治市として10年以上、動植物の基本調査をしていないという状況なので、それを何とか早く始めて、守れるものを守っていくということが、今緊急の課題ではないかと思います。

(会 長)委員の最初の質問の方ですが、ここに担当課というのが書いてあります。それぞれの部署の意見も踏まえて、まとめていただいていると思うのですが、例えば、のところに、今のご意見でしたら公園緑地課も関わっていただいて、意見をとり上げながらということでしょうか。

(委 員)そうですね。

(会 長)そういうことは可能なのでしょうか。

(事務局)はい、可能です。

(会 長)可能でしたら、ぜひそのようにしていただけたらと思います。あと、何かございますでしょうか。

(委 員)委員のおっしゃったことに関係するのですが、資料3-3 「身近なみどりがうるおう快適なまちをつくる」という項目ですが、6行目の環境美化推進条例というのが書いてありますが、わたしが今住んでいるところは、三室戸寺の下ところで、この三室戸道、ここは環境美化推進重点地域というのに指定していただいております、指定を受けているということで、みんなが気をつけているのです。先般1月頃ですが、わたしが家の角でごみを拾っていたのですが、そのとき老夫婦がお見えになられまして、「わたしは、今京版の三室戸駅からここまで歩いてきたのだけれど、この道は大変きれいですね。皆さん非常に気をつけてられるのですね。」とってくださいだったので、環境美化推進重点地域のことを少しお話ししたら、「そうですか。わたしは、大阪のほうから来たのですが、ずいぶん道路の美しさが違う。」ということでお褒めをいただきました。今、5箇所か何力所か指定されているところがあるようですが、もう少し増やしてもいいと思います。やはり、指定を受けていると、住んでいる地域の人はかなり意識されていると思うのです。

それから、もう一つ、「地球温暖化防止活動を推進する」という項目のところで、みどりのカーテンというのが書かれております。これもできれば、自治会や町内会とお話し合いをして、指定区域というのができたらいいのではないかと考えております。今、みどりのカーテンというのは、大変盛りになってきました

ので、チャンスではないかなと、今年度も、来年度も、喜老会や自治会にお話し合いをしてもらって、進めてもらうと効果があるのではないかと感じます。

(会 長) ありがとうございます。三室戸寺のお話は、すごくうれしいですね。もし、啓発したり、ニュースを発行したりするものがありましたら、ぜひそういうお話も載せていただくと、色々励みになるのではないかと思います。機会がありましたら、よろしく願いいたします。

(委 員) 確認というつもりなのですが、この担当課がたくさんあるのですが、たくさんあるとぼやけるかなと思うのですが、全て環境企画課が入っていますけれど、この頭に書いてある課が、リーダーシップをとると考えて、読ませてもらうのもいいのですか。

(事務局) 基本的には、この資料をつくるという観点におきましては、そこまで意識して順番にしたわけではございませんで、実は、この下に基本施策という形で、もっと細かい項目が施策ごとに、樹系図でいいますと枝のようにつながっておりまして、それぞれ水面下で施策がつながっているわけですが、その中で、概ね主たる役割を果たすと思われるものから順番に挙げさせていただいているわけでございます。そういう意味ではこの表記には、そこまで深い意味はないのですが、おっしゃるような環境企画課が、環境のサイドから指揮をとっていくというのは、基本的に全ての分野で必要となってきますし、よく思われるように、行政は縦割りといわれますように、同じような事業をやっているにも関わらず、全くお互いが知らないという事態がないように、しっかりと総合的な宇治市の施策としてやっていくうえでは、必ず必要な位置だと思っております。

(委 員) 環境企画課が、一応リーダーシップを全てとるということでいいのですね。

(事務局) 分野においては、全く関わるのが難しい分野もあるのですが、基本的には全て環境分野であるという観点に基づいては、リーダーシップをとっていきたいと考えております。

(会 長) 環境保全計画に関わるということですので、当然、環境企画課が、イニシアティブをとっていただいて、関連部署に検討いただく、あるいはご意見いただくという形かなと思うのですが、調整役も含めて大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

(委 員) 資料3-3 「身近なみどりがうるおう快適なまちをつくる」のところで、快適

な歩行空間の確保ということなのですが、これからどんどん温暖化が進んでいって、お年寄りが増えていくということの中で、例えば、家から駅までの歩く道、買い物に行く道、それらが真夏に緑陰があったら本当に快適になっていくと思うのです。日向を歩くのと、緑陰のある空間を歩くとなると人間の感覚は全く違います。そのなかで、重要になってくるのは街路樹といえると思うのです。街路樹というのが何のための街路樹かということを考えさせられるのですが、とくにこれからは、夏の緑陰をつくるということでは街路樹の役目が非常に大きくなっていくと思うのです。街路樹といいますと、病害虫のこと、毛虫のこと、落葉のことで、住民とのトラブルも多いということは十分承知しているのですが、そのへんをよく市民の方々とも話し合いながら、これから暑くなっていくなかにおいて、緑の空間の中を歩ける宇治市の歩道というのを目指していただきたいなとつくづく思うわけでございます。散歩道だけではなくて、買い物へ行く道、駅へ行く道も快適に歩けるような宇治市の道、歩道をつくっていただく、そのことをこのへんで街路樹ということも考えていただきたいと思います。

(会 長) ありがとうございます。全体で見ますと、街路樹は、グリーンカーテンと同じような温暖化防止という効果もありますね。他何かありますでしょうか。

(委 員) 資料3-3(4)「豊かな歴史・文化とふれあえるまち」の担当課のところ、環境企画課が一番最後に書いてあって、一番関わりあいが難しいところなのかなと思うところなのですが、「市内に存在する未指定の歴史的文化的価値を有するものについては、調査検証により積極的に文化指定を行い保存と活用を図っていくほか、文化財活用のための市独自の制度の検討を行う。」とありますけど、ものすごくストイックな感じがします。文化財の指定になると、建物場合はリフォームとか、用途の変更とかできなくなるし、市からの補助金もたくさん支払わなければならないと思うので、積極的に指定を行うと予算はどうなるのだろうと思います。今は指定ではなくて、もう少しリフォームや用途の変更ができる登録文化財制度で、文化財の予備軍みたいなものをたくさんつくっておいて、その中から指定していると思うので、ここであまり指定とかはいわないほうがいいかなと思います。できれば、登録とかもう少し緩やかなものにして、活用を積極的に行っていくような形に文を整えたほうがいいかなと思います。

(会 長) ありがとうございます。スムーズに運用できるようなということで、文言の訂正を含むことになるかもしれませんが、また、そのへんをご検討いただけますか。他にございますでしょうか。無いようですので、以上で本日の審議は終了させていただきます。次回の開催は、6月頃になると伺っております。本日の審議内容を踏まえまして、4月に行います市民アンケートの結果を反映させた形

で、事務局のほうで次期環境保全計画の素案を作成していただきまして、その素案を委員の皆様にお示ししたいと思います。そういう段取りで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、他にご意見ないようですので、審議は終了させていただきます。事務局のほうから、その他何かございますでしょうか。

7 その他連絡事項等について

(事務局) 委員の皆様、長時間ありがとうございました。それでは今後の環境保全審議会の開催予定について説明します。

(事務局) 今後の予定の前に、騒音の説明の際に、ご質問いただいたデシベルの目安を図示したものをお手元にお配りしておりますので、よろしくご査収ください。

事務局より平成24年度の環境保全審議会の開催予定について説明を行った。

(会長) 長時間にわたりまして、活発なご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。おかげさまで、円滑な会議運営することができました。ご協力に感謝申し上げます。それでは、以上をもちまして、本日の会議日程、全て終了いたしました。本日いただいた会議の内容につきましては、事務局のほうで議事録の作成をお願いしたいと思います。それから、内容の精査につきましては、会長のほうにご一任いただけたらと思います。それではこれもちまして、平成23年度第2回宇治市環境保全審議会を終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

8 閉会